

東濃農業共済事務組合告示第117号

事業経営健全化審査の結果報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度東濃農業共済事務組合事業経営健全化について審査を実施したので、その結果を同条の規定により次のとおり公表します。

平成30年7月5日

東濃農業共済事務組合監査委員 加藤 辰亥

東濃農業共済事務組合監査委員 奥村 和彦

記

1. 審査の対象

平成29年度 農業共済事務組合事業会計決算

2. 審査年月日

平成30年7月5日

3. 審査場所

東濃農業共済事務組合事務所

4. 審査の概要

この経営健全化審査は、管理者から提出された資金不足比率及びその基礎となる事項を記載した書類により、適正に処理がされているかどうかを主眼として実施した。

5. 審査の結果

審査に付された、下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比率名	平成29年度決算による	経営健全化基準
	農業共済事業	
資金不足比率	—	20%

※ 表中の「—」は、資金不足が生じていない場合を表す。